

(様式1)

北本市 都市公園施設における マーケットサウンディング調査

実施要項

令和7年9月

北本市 都市整備部 都市計画課

1. 調査の目的

北本市(以下、「当市」という)では、長年市民に親しまれてきた市内の多くの公園が、開設からおおよそ 30 年から 50 年を経過し、老朽化が目立つようになってきました。また、市民の公園利用のニーズの多様化が進み、子ども向けの遊具や散策路の整備だけでなく、地域住民が集い、交流やイベントの場として活用できるような空間にしていきたいと考えております。しかし、従来の行政主導の手法や公共発注の枠組みのみでは、すべてのニーズに対応するうえで難しさがあります。

そこで、都市公園の利用促進、賑わいの創出、財政負担の軽減など様々な課題解決に取り組むため、民間事業者のノウハウを活かした公園の再整備を検討しております。この再整備に先立ち、本マーケットサウンディング調査(以下「本調査」という。)は、本事業への参加意向のある民間事業者の方々との対話を通じ、公園のさらなる有効活用のための事業アイデアの収集や参画条件等の把握を行い、今後、策定を予定している「公募設置等指針」等の参考にすることを目的としています。

なお、本調査の対象となる施設については、官民連携による再整備を行うことで魅力が向上する可能性が高いと考えられる「北本総合公園」、「北本市子供公園」、「高尾さくら公園」、「北本市健康増進センター(廃止予定地)」の4か所となります。

2. 北本市の概要

北本市(以下、「本市」という。)は JR 湘南新宿ラインで新宿から 50 分ほどの埼玉県の中央部に位置しています。市内全域が森林セラピー基地として認定されているとおり美しい里山や雑木林が多く、散策やキャンプ、農業体験など四季を通じて自然と触れ合える機会のある「緑豊かなまち」です。市内には縄文時代に約 1200 年もの長期にわたり集落が形成されていたデーノタメ遺跡が存在し、古くから人が豊かな自然とともに暮らしてきた安定した環境があることや、市域が大宮台地の最高地点に位置し地震や水害が少ないことから、「災害に強いまち」であることが注目を集めています。

3. 調査スケジュール

サウンディング調査は、以下のスケジュールで実施します。

日程	実施事項
令和 7 年 10 月 1 日(水)	実施要項の公表
令和 7 年 10 月 1 日(水)～10 月 24 日(金)	概要説明会・現場見学会 参加申込受付
令和 7 年 11 月 5 日(水)	概要説明会・現場説明会開催
令和 7 年 11 月 10 日(月)～11 月 28 日(金)	質問受付期間 ※質問については随時ご回答いたします。
令和 7 年 11 月 10 日(月)～12 月 2 日(火)	サウンディング参加申し込み受付(提案書の提出)
令和 7 年 12 月 8 日(月)～12 月 12 日(金)	サウンディングの実施
令和 8 年 1 月下旬予定	実施結果(概要)の公表

4 サウンディングについて

(1) サウンディングの対象事業者

当市の都市公園の魅力向上のための公園施設の建設、公園の維持管理、管理運営について、意欲をもって事業主体として取り組むことができる、もしくはその可能性がある法人又は法人のグループとします。

(2) サウンディング概要説明会・現場見学会への参加手続き

サウンディングへの参加を希望する事業者向けに、本サウンディングの概要や事業者の皆さまに期待すること等の説明を目的とした説明会、及び、サウンディング対象となる 4 施設について利活用のイメージを深めていただくための現場見学会を開催します

① サウンディング概要説明会・現場見学会の参加申込

申込期間 令和 7 年 10 月 1 日(水)から 10 月 24 日(金)午後5時まで

概要説明会及び現場見学会への参加を希望する場合は、様式 3 の「サウンディング概要説明会・現場見学会 参加申込書」に必要事項を記載し、Eメール(件名【参加申込書送付】)にてご提出ください。オンラインでの参加を希望する場合は、10 月 17 日(金)までにお申し込みください。なお、以下の参加申込フォーム経由でもお申込みいただくことができます。

サウンディング概要説明会・現場見学会 参加申込フォーム URL

<https://logoform.jp/form/4txC/1239790>

② サウンディング概要説明会の開催について

開催日時 令和 7 年 11 月 5 日(水)午後 1 時 00 分から(30 分程度)

場 所 北本市役所 3 階 委員会室2

※対面での参加者は1社2名以内としてください。

※オンラインでの参加も可能です。

③ 現場見学会の概要

開催日時 令和 7 年 11 月 5 日(水)午後 2 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

場 所「北本市子供公園」、「高尾さくら公園」、「北本市健康増進センター(廃止予定地)」、「北本総合公園」

※時間については前後する場合があります。

※希望する公園のみの参加も可能です。

※参加者は1社2名以内としてください。

※公園間の移動手段は各自で確保いただくようお願い致します。

(3)個別対話の手続き

① 質問受付について

令和 7 年 11 月 10 日(月)～11 月 28 日(金)の間、提案書の作成および個別対話に向けて、事前に質問事項がある場合には、様式4の「質問シート」を記載のうえ、市のメールアドレスまでお送りいただくか、以下のフォームにて質問事項をお送りいただくことができます。

サウンディングについての質問フォーム URL

<https://logoform.jp/form/4txC/1239795>

ただし、質問によっては、回答に時間を要する場合や回答を致しかねる場合がありますことを予めご了承ください。

② 参加申込について

申込期間 令和 7 年 11 月 10 日(月)～12 月 2 日(火)午後 5 時まで

形式 WEB 会議

- ・出席する人数は 1 グループにつき 5 名以内としてください。
- ・概要説明会及び現場見学会に不参加でも個別対話への参加は可能です。

備考 提案条件の詳細は「5 提案条件」を併せてご確認ください。

個別対話への参加を希望する場合は、様式5の「個別対話 申込書」、様式6の「提案書」に必要事項を記載し、Eメール(件名【提案書送付】)にてご提出をお願いします。なお、様式6の提案書の項目が網羅されている場合には、PowerPoint 等、任意様式の企画書による提出でも差し支えありません。また、以下のフォーム経由でもお申込みいただくことが可能です。ただし、この場合にも、様式6の「提案書」又は類する任意様式の企画書を添付いただきますようお願いいたします。

個別対話 参加申込フォーム

<https://logoform.jp/form/4txC/1239794>

③ 実施日時等詳細について

提案書を提出された事業者の担当者さま宛に、実施日時等の詳細をEメールにてご連絡します。

④ 実施期間および方法について

実施期間 令和 7 年 12 月 8 日(月)～12 月 12 日(金)

所要時間 30 分～1 時間程度

場所 オンライン(会議の URL 情報等は事前にご連絡します。)

その他 参加事業者のアイデア・ノウハウの保護のため対話は個別に行います。

(4)実施結果(概要)の公表

実施結果については、北本市ホームページで概要の公表を予定しています。公表に当たっては、参加事業者の名称やアイデア・ノウハウの保護に配慮したうえで、提案事業者数、事業形態等を公表します。

(5)留意事項

① 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

② 参加除外条件

次に該当する場合は、サウンディングに参加いただくことはできません。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)等、経営状態が著しく不健全である者。

(ウ) 北本市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成20年北本市告示第39号)の規定に基づく入札参加停止の措置を受けている者。

(エ) 北本市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成30年告示第269号)に基づく指名除外の措置を受けている者。

(オ) 国税又は地方税の滞納をしている者。

(カ) 政治・宗教活動を主とする団体・個人。

③ その他

・当市へ提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。

・提案いただいた内容は、今後の事業化検討に活用させていただきますが、公募実施を必ずしも約束するものではありません。また、提案以外の公園や市有地の活用策の参考にさせていただく場合があります。

・提案いただいた事業を実施する場合でも、改めて事業者公募を行います。本調査の提案者による事業実施を確約するものではありません。

・調査目的から逸脱していると考えられるもの、同種提案が多数あった場合は、書面調査のみとさせていただきますことがあります。

・必要に応じて、追加の個別ヒアリングや、別途アンケート調査を行う場合もありますので、その際はご協力をお願いします。

5 提案条件

(1)事業手法

・施設の設置による公園の利活用の提案に当たっては、都市公園法で定められた「Park-PFI」、「設

置管理許可」など事業手法を問わず幅広く募集します。

・施設の設置に限らず、都市公園法で定められた「行為許可」、「占用許可」など幅広い視点で提案いただくことも可能です。

(2)事業期間

・Park-PFI による提案の場合の事業期間は、最長 20 年とします。

・設置管理許可制度による提案の場合の事業期間は最長 10 年とします。

・指定管理者制度による提案の場合の事業期間は、最長 5 年とします。

(3)提案施設

・4施設の中から実現可能と考えられるものについて提案してください。提案は、1つの公園でも複数の公園でも可能です。

・提案施設は、都市公園法第 2 条第 2 項に基づく「公園施設」で、公園利用者にとって魅力向上、利便性向上が図られるものとしてください。

・提案施設等は、自然環境・景観及び周辺住民の生活環境に配慮したものとしてください。また、工事中も同様に配慮してください。

・事業期間終了後、提案施設を廃止する場合は、事業者の費用負担において現況復旧するものとしてください。

(4)対象4施設の詳細について

別紙の様式2の「公園概要」をご確認ください。

(5)費用面について

財政負担規模が大きくなるほど、実現可能性が低くなってしまうことから、本調査では、本市として大きな財政負担が生じない規模での提案を求めます。

なお、現時点において本市が負担できる金額の設定はありません。

6. 提案書記載事項

提案書は様式6の「提案書」により、「北本総合公園」、「北本市子供公園」、「高尾さくら公園」、「北本市健康増進センター(廃止予定地)」ごとに作成してください。

(1)事業名

・事業名及び公園名を記載してください。

(2)事業手法

・「Park-PFI」、「指定管理者制度」、「設置管理許可制度」、「その他」の該当するものに「○」を付けてください。

(3)事業期間・スケジュール

・設置管理の期間及び供用開始までの設計・施工スケジュールを記載してください。

(4)事業内容

以下の観点参考に事業の提案をお願いします。また、提案内容がイメージできる図面または写真を添付してください。

<観点その1> 子育て世代への配慮

安心して来園できるよう、授乳やおむつ替えに対応したスペースを整備し、子育て世代が快適に利用できる環境を整えます。

<観点その2> 大人も楽しめる空間の創出

子どもだけでなく、大人もゆったりと過ごせるよう、カフェや飲食施設、屋内外の休憩スペースを整備し、世代を超えて交流できる空間づくりを目指します。

<観点その3> 市民参加型の賑わい創出

市民や地域事業者が個店を出店できるマーケットや、交流・発信の場となるイベント開催を想定し、公園が地域のにぎわい拠点として機能することを目指します。

<観点その4> 既存利用への配慮

駐車場や既存施設の占用、既存利用者によるイベントの開催制限などが生じないように十分に配慮し、これまでの利用形態を尊重しながら、新たな活用を調和的に導入します。

<観点その5> その他

- ・都市公園の利用促進、賑わいの創出が図られるもの
- ・都市公園の管理運営における財政負担の軽減につながるもの
- ・公園の魅力向上、利用者にとって利便性の向上が図られるもの
- ・当市をPRし、シティプロモーションにつながるもの

(5)事業収支

- ・事業収益の周辺公園施設への還元方法について記載してください。
- ・整備費用、管理運営費用、事業収入見込等について記載してください。

(6)官民の役割分担

- ・官民の役割分担、費用負担の考え方について記載してください。
- ・提案される事業を実現するために行政に期待すること、条件等について記載してください。

(7)その他

・その他、必要な事項があれば記載してください。

7. 問い合わせ先

本調査についてご不明な点がある場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

北本市役所 都市整備部 都市計画課 公園担当 穴沢・生駒

〒364-8633 埼玉県北本市本町1丁目111番地

[電話] 048-594-5547(直通)

[FAX] 048-592-4925

[Mail] a03900@city.kitamoto.lg.jp

以上